

清須市会計年度任用職員（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う就労支援事業）募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営状況の悪化等により、企業等の内定取り消しとなった方、離職（解雇・雇い止め等）を余儀なくされた方等を対象として、会計年度任用職員を募集する。

2 募集人数

6人

3 業務内容

市役所内各課における事務補助業務（窓口での対応、関係書類の作成等）

4 応募資格

次のいずれかに該当する市内在住で地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者とする。この際、年齢及び学歴は問わないものとする。

- (1) 経営状況の悪化等により、企業等の内定取り消しとなった者
- (2) 離職（解雇・雇い止め等）を余儀なくされた者

5 任用期間

令和2年6月中旬から令和3年3月31日まで

6 勤務条件等

(1) 勤務時間

月曜日から金曜日の週5日、午前8時30分から午後5時まで（休憩60分）

(2) 休日

毎週土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(3) 勤務場所及び業務内容

市役所内の各課

業務内容は、窓口対応及び書類作成の補助等

(4) 報酬等

時間給999円（地域手当相当額含む）、期末手当（12月支給）

※給与改定等により変更有り

交通費（通勤手当相当額を支給）、社会保険制度（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）有り、労働災害補償制度有り

(5) 休暇等

清須市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与

(6) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象

7 選考方法

書類及び面接により選考する。

なお、各課への配属に関する優先順位は予め人事秘書課で決定する。

また、選考に当たっては、人事秘書課で応募受付を行い、応募順で優先順位上位の課から順番に選考（人事秘書課人事係も同席）を行う。

8 申込方法

原則として、予定人員に達するまで随時受け付け

(1) 郵送又は持参

[提出書類]

①履歴書（任意様式）

②申込要件を証明する書類（採用内定取消し通知や離職票等）の写し
（証明する書類の無い場合、人事秘書課人事係へ相談）

③申立書（別紙）

[郵送の場合]

- ・封筒の表面に「会計年度任用職員応募」と朱書き
- ・郵送先：清須市役所企画部人事秘書課
〒452-8569 清須市須ケ口 1238 番地

(2) 受付開始

令和2年6月4日（木）

※ ただし、応募順に選考を実施するため、定員に到達次第締め切りとする。

9 その他

受験資格の無いこと、申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることを認めた場合は、任用を取り消す。